

改正

平成20年3月31日規則第19号

平成24年3月27日規則第6号

平成28年3月28日規則第15号

刈谷市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市環境基本条例（平成16年条例第10号）第20条第7項の規定に基づき、刈谷市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、産業環境部環境推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第19号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。